



K120.1

33.1

7

學海指針杜編

生徒用

高等
科用
皇民修身監
卷之七

版權所有 集英堂藏板

勅 諭

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ
樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億
兆心ヲ一ニシテ世ニ厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國
體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民
父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉
己レタ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ
智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義
勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼ス一シ是ノ
如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民
ノ俱ニ遵守ス一キ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ
中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳ニ服膺シテ
咸其德ヲ一ニセシコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名　　御璽

長英敬書

讀書記

論理

明治三十三年十月三十日

忠孝は萬國共通の事理也。雖曰孝順也、猶曰忠貞也。一忠誠之士、古今ニ亘ラリ也。忠誠、誠に忠義之士也。皇明皇帝、龍虎ニシテ半終日、國難來、忠廟ニ歸還ヘテニ及セシ。

忠孝は萬國共通の事理也。雖曰孝順也、猶曰忠貞也。一忠誠之士、古今ニ亘ラリ也。忠誠、誠に忠義之士也。皇明皇帝、龍虎ニシテ半終日、國難來、忠廟ニ歸還ヘテニ及セシ。

高等科用 皇民修身鑑卷之七 生徒用

學海指針社

編

○忠ト孝トハソノ本一ナリ。コレ我皇祖。

皇宗ノ遺訓ニシテ、我國民ノ特有スル所、他ノ

萬國ニハ、コノ忠孝一本ノ道ナシ。

○先祖・父母ニ孝ナレバ、君ニ忠トナリ、君ニ忠ナレバ、先祖・父母ニ孝トナルコトハ、獨リ我日本國ニカギレル道ナリ。

○忠ナラザレバ、孝子ニアラズ。孝ナラザレバ、忠臣ニアラズ。不忠・不孝ノ者ハ、日本國ノ臣民ニアラズ。

○我國ノ人民タルモノハ、ヨク忠孝ノ志ヲ勵マシ、國家ノ爲ニ、一身ヲ惜ムコト十カレ。

○藤田東湖は幽谷の子なり、幽谷は忠孝の道を以て、常々東湖を訓導きければ、よくうの教を守りて、嘗て忘るゝことなく、父の死せるとき、いたく悲みて、殆ど飲食を絶ち、其身もいたく瘠衰へたり、やがて父の孫を繼ぎて水戸藩に仕へ、主家相續の事むづか一かり一を、東湖は同志と謀りて、異議を斥け、先代の弟齊昭を立てゝ君とせり、其より東湖は、齊昭を輔けて政に與り、内は皇室の尊榮を増し、外は外國の侮を禦がんことを務めたり、此等の事、父の幽谷が遺訓に遵ふもの多きに、居れりといふ。

第二 友愛

○兄弟相和グハ、忠孝ノ一端ナリ。兄弟和ガザレバ、其父母悅ブベカラズ。父子・兄弟ノ間、

既ニ隔意アル時ハ、如何ゾヨク 皇室ニ忠ナルヲ得ンヤ。

○父母ノ心ハ、兄弟ノ中・睦シキヲ悅ブモノナリ。父母ニ孝ナラント思ハゞ、カリソメニモ兄弟相爭フベカラス。

○兄弟中・睦シクテ、常ニ先祖・父母ノ厚恩ヲ思ヘバゾノ家マスノ榮ユベシ。若シ此厚恩ヲ思ハズシテ、互ニ相爭フ時ハ、先祖・父母ノ遺産モ、忽チ滅ブルニ至ルベシ。

○吉川元春・小早川隆景は毛利元就の子なり、元就、藝州吉田の一城主より起りて、戦へば勝ち、攻めれば取りて、遂に山陰・山陽の十州を併せたり、元春・隆景の二人は、常にこれが先鋒となり、兄弟相助けて戦ひ一ほどに、向ふ所破れざるはなかりき、元就死して、これを繼げる孫の輝元は、尋常の材なり一かも、此二人父の遺訓を奉りて、又よくこれを輔ければ、うの國上下安泰にして、二人世に在るの間は、嘗て隣國の侮を受けたることなかりけり。

第三 貞淑

○女ハ容ヨリモ、心ノ勝レタルヲ善トスベシ、
心バヘヨシナキ女ハ、心騒シク、眼忍ロシク見
出シテ人ヲ怒リ、言辭アラヽカニ、物言サガナ
タロキヽテ、ハニ先ダチ、人ヲ恨ミ嫉ミ、我身ニ
誇リ、人ヲ謗リ笑ヒ、ワレ人ニ勝リ貌ナルハ、皆
女ノ道ニ違ヘルナリ、女ハ惟々和ギ順ヒテ貞
心ニ、情深ク靜ナルヲヨシトス。

○凡ソ女子タル者ハ、先ヅ身ヲ立ツルコトヲ

學ブベシ、身ヲ立ツルノ法ハ、惟々清貞ヲ務ム、
清ナレバ身清ク、貞ナレバ身榮ユトイヘリ。

○貞操ハ婦德ノ第一ナリ、女ニシテ貞操ヲ缺
カバ、猶木草木ノ根ナキガ如シ。

○出羽の國置賜郡に忠五郎といふものあり、此も
の惡き一病に罹り、面部腐り爛れて、其氣堪へ難き
を、妻は少一も忌嫌はず、日夜心を盡して众抱せり、
忠五郎これを憐み、我を思捨てゝ、他に再縁せよな
ど勧め一かじも、妻は聽き入るゝ氣色なく、愈々厚

く仕へたり、うの後忠五郎身まかりければ、妻は舅姑に善く事へて、孝養怠なく、又うの子を教導き、これをもりたてゝ、うの家を繼がしめたり、これを聞くもの、皆うの貞節を稱せざるはなし。

第四 母儀

- 子ハ動モスレバ、母ノ愛ニ憤ル、モノナレバ、母タルモノハ言行ヲ正シクシ、子ヲシテ之ニ見習ハシメ、自ラ善ニ赴カシムベシ。
- 母ハ慈愛ノ心ヲ内ニ存シ、子ヲ導クニハ、行トイフベシ。

- 儀ヲ嚴ニシ、放恣ヲ禁ズベシ。
- 數多ノ子アリト雖モ、飲食・衣服ノ愛ヲ均シクシ、長幼ノ序ヲ守ラシムベシ。
- 父ノ子ヲ教フルコト、母ニ倍スレドモ、子ノ母ニ化スルコト、父ニ十倍ストイヘリ。サレバ母タルモノ、子ヲ教導センコト、ゾノ任重シトイフベシ。

○尾張の藩士成田善起といふもの、幼にして父を喪ひ、母福島氏に養はれたり、年二十に至りて、使番

に舉げられ、江戸に上らんとせしに、祿薄ければ、路銀足らずとて躊躇せしを、母顔色を正しくして、汝は今日まで、なすこともなく、徒に君の祿を費やせり、今乍厚恩の萬一に報ゆべき時なるに、いかでか貧苦の故を以て、躊躇すべけんや、路銀乏しくば、これを賣れとて、我衣服・器具の類を取出でゝ與へ、なほ諫勵しければ、喜起は耻ぢ且つ其恩を謝して、其後儉を守り財を畜へ、他念なく其職を勤めければ、次第に立身したりとなん。

第五 惜陰

○盛年重ネテ來ラズ、一日再ビ晨ナリ難シ、時ニ及ンデ、當ニ勉強スベシ、歳月ハ人ヲ待タズトイヘリ。

○光陰ハ惜ムベシ、流水ノ逝キテ返ラザルガ如シ。

○人ノ學ヲ講ジ、業ヲ勤ムルハ、皆時日ノ力ヲ以テス、故ニ志士ハ日ノ短ヲ惜ム、嗚呼コノ日再ビ得ガタシ、今年重子テ來ラズ、是ヲ以テ學

者ハ、最モ時日ヲ惜ムベシ、豈ニ時ヲ廢テ、日ヲ曠シクスベケンヤ。

○古語ニ曰ク、「天地萬古アリ、此身再ビ得ズ、人生只々百年ノミ、此日最モ過ギ易シ、幸ニ其間ニ生ルゝ者ハ、有生ノ樂ヲ知ラズバアルベカラズ、亦虛生ノ憂ヲ懷カズンバアルベカラズ」ト。

○叢生祖徳、書を讀みて暮に向へば、簷際に出で、簷際にても字を辨すべからざるに至れば、書齋に燈

を點ドてこれに對し、早朝より深夜に至るまで、手に巻を釋くことなかりき、かやうに分陰をも惜みて、勤學一たれども、兼て養生の道にも心を用ひ一かば、身體を損することなくして、遂に稀世の大儒と呼ばれたり。

第六 勸勉

○怠惰ハ衆人ノ通病ナリ、精謹ハ衆人ノ良藥ナリ、故ニ志士ハ常ニ時ヲ惜ミ、愚者ハ常ニ時ヲ廢ツ。

○衆人惰レバ、良士ト爲ルコト能ハズ、臣子惰レバ、忠孝ヲ爲スコト能ハズ、進修惰レバ、德業ヲ爲スコト能ハズ、習讀惰レバ、才學ニ進ムコト能ハズ、豈タゞ是ノミナランヤ、農夫惰レバ、秋穫アルコト能ハズ、工商惰レバ、饑餓ヲ免ル、コト能ハズ、

○古人曰ク、「人生ハ勤ニアリ、勤ムレバ匱シカラズ」ト、是ヲ以テ君子ハ、日夕徳ヲ進メテ怠ラズ、良民ハ晝夜業ヲ務メテ息マズ。

坂井卧虎
學問の餘
暇米搗を
じて家
事を助く



○坂井卧虎は、安藝の人なり、幼より聰敏にして學を好み、記憶よく、年十三の時、君前に於て經書を講じけるに、其說既に老儒の如くなりき、長くて才學共に進みけれども、自らは之を以て足れりとせず、益々刻苦して其業を研ぎ、或は書を讀みて、夜の明くるも知らず、倦める時は、机によりて、うのまゝ眠れること屢々なりき、遂に諸子百家の學に通曉し、當時の大儒となれりとなり。

第七衛生

- 勉學ノ後ハ、外ニ出デ、運動シ、心ヲ慰メ、精神ヲ新ニスベシ。
- 勉學ノミシテ、運動セザレバ、心ツカレテ、多病ノ人トナルコトアリ。
- 故ニ運動・遊歩ハ、身ヲ健ニスル切ノ務ニシテ、忠孝ノ行モ、コレニヨリテ成ルベキモノナリ。
- 生ヲ養フノ術、多言ヲ用ヒズ、只く飲食ヲ節ニシ、嗜慾ヲ寡ウシ、心ヲ平ニシ、氣ヲ和ゲ、言ヲ

寡ウシ、事ヲ省キ、起居ヲ慎ミ、動靜ヲ時ニスルノミ。

○三宅尚齋、嘗て仕官し、時事を論ずること屢々なり一かども、うの言行はれざり一かば、疾にことよせ、強て仕官を辭したるに、これが爲に罪を得て、獄屋に繫がれぬ、然れども尚齋剛氣・抜群の人なりければ、囚の身となりても、聊も屈せず、毎朝早く起きて水浴を行ひ、又朝夕食後は、必ず獄中を幾回となく廻りて、凡一里が程を歩みけり、かくして身體を

養ひ、精神を勵ましければ、健康にして活潑なること、平日には異ならざりきとなり。

第 八 誠實

- 誠實ニシテ公平ナル人ハ、ビタスラ國ノ利益ヲハカリテ、私ノ利益ヲ思ハズ。
- 誠實ニシテ、仁慈ナル人ハ、ビトヘニ、他人ノ窮乏ヲアハレミテ、私ノ恩ヲ賣ルコトナシ。
- 誠實ニシテ剛毅ナル人ハ、ヨク人ノ急難ニ趨キテ、身ノ不利ヲモカヘリミズ。

○此等ノ尊キ行ハ、皆誠實ノ人ニシテ、始テ能クスベシ。

○高橋傳五右衛門は、信濃の國佐久郡山部村の豪農なり、傳五右衛門常に、他國よりさすらひ来る貧民を留め、實直なるものには、家財・農具までを與へて、村民の數に入れければ、民家二十餘軒増加せりを、傳五右衛門は、新參のものと、舊來の民とを集め、懇に諭一導き一かば、漸く相和して一村となれり、これを始として、傳五右衛門は、貧を賑はし、窮を恤

み、災に罹れるものを救ふなど、徳を積むこと多かりければ、領主厚くこれを賞したりとぞ。

第九 儉約

○古人曰ク、「人情奢ニ入ルハ易ク、儉ニ入ルハ難シ」ト。

○惡衣・惡食ヨリ、美衣・美食ニ移ルハ、快キモノナレドモ、美衣・美食ヨリ、惡衣・惡食ニ移ルハ、極メテ苦シキモノナリ。

○一旦儉約ノ美ヲヤブリテ、奢侈ノ惡ニ染ム

時ハ再ビ其始ニ返ランコト、極メテ難シ。慎ミテモ猶ホ慎ムベキハ、奢ノ心ナリ。

○奢を好みて衣服・器具などを美しくするは、婦女小人の憐を得れども、大人・君子には、却て侮り卑めらるべし。昔藤原俊兼、美服を着けて頼朝に謁けられに、頼朝これを見て、いたく不興し、和殿、才學あれども、儉約の道を守ることを知らぬは如何ぞや。千葉、久・土肥、次郎が如きは、禮法こう知らぬ、専ら儉約を旨として、多く郎黨を養ふに、和殿ばかりは、よき



郎黨のありとれも聞はず、これ忠勤の志にうとき
まりとて、刀をとりて俊兼が衣の裾を、すたぐに
裁ち切り給ひたりとなり。

第十 信義

- 諫爭ハ、信義ノ最モ厚キモノナリ。
- 我美ヲ譽メ、功ヲ揚ゲラル、ハ、心ニ快ヨク、
我惡ヲ露ハシ、過ヲ責メラル、ハ、意ニ逆フモ
ノナリ。然ルニコレヲ意トセズ、面ヲ犯シテ
諫ムルハ、信義ノ厚ニアラザレバ能ハズ。

- コヽヲモテ、古ノ賢君ハ、「諫爭ノ難ハ、戰場ノ
一番槍ヨリ難シ」と、ノタマヘリ。
- 故ニ人ヲ諫ムル者ハ、信義ニ加フルニ、和愛
ト禮敬トヲ以テセヨ。コレ諫ヲ納ル、ノ道
ナリ。

○越前侯松平伊豫守、或日鷹狩して歸来り、今日若
者共の働き、常にすぐれて見事なり、あれならば萬
一事ありとも、用に立つべーとて喜ばれーを、家
老杉田壹岐進出で、君の御威光すさまづければ、

人々たゞ憎れて働くに候、かく上下相離れ候て
は、萬一のとき、御用に立つべしとも覺はずといひ
しかば、伊豫守氣色をかへて、奥に入られいかじも、
後に壹岐を召して、うのこゝろばへを賞し、佩刀を
賜はりたりといふ。

第十一 廉耻

○人ヲ苦メテ、己ヲ利セントスルモノハ、廉耻
ナキノ甚シキモノニテ、其心、強盜ニ同ジカル
ベシ。

○道ニ背キテ己ヲ富マスト、不義ノ富トイフ。
誠實ナル人ハ、不義ノ富ヲモトムルコトナ
シ。

○孔子ノ曰ク、「不義ニシテ富ミ且貴ハ、我ニ於
テ浮雲ノ如シ」ト。

○本多忠勝は、徳川家康に仕へて忠勇無比と稱せ
らる、豊臣秀吉、忠勝を愛し、我家臣たらめんと思
ひ、一日大勢の中にて、其勇武の絶倫を賞して、佐藤
嗣信の胄を賜ひ、さて後竊にいひけるは、御身が忠

勇を、今日衆人の中にて披露せしは、我厚情なり、御身何を以てこれに報いんとする、若し御身が徳川氏に仕ふる所を移して、我に仕へなば、富貴榮達は、御身の欲するまゝにせんとありけるに、忠勝はこれに答へて、殿下の御芳志感謝に餘あり、されど某は、徳川家累代の家臣にして、世々うの恩を受くれば、一旦の芳志を以て、舊来の恩に換ふべくもあらず此儀ばかりは御免あるべしとて、固く辭したりとなん。

第十二 謙讓

- 人ニ尊敬セラル、身トナラバ、イヨ／＼衆人ヲ尊敬スベシ。
- 人ヲ先ニシ、我ヲ後ニシ、人ノ名譽ヲ稱シテ、我功勞ニホコルコト勿レ。
- 君子ハ驕ラズ侮ラズ、富ニ且貴ニ至レバ、益々謙讓ノ道ヲ、重ズルモノナリ。
- 稻ノ穂ノ善ク寶ルモノハ、却テ垂ル、モノナリ、此サマヲ見十バ、我身ノ高キ程、マス／＼

人ニ下ルベキコトヲ悟ルベシ。

○北條氏康勇武にして、開東八州を攻め靡かへゝに、敵と戦ふ時、屢々士卒に先ちて進み、身には數十個の手傷を受けたりけり、されば戦に勝利を得るは、氏康が武勇の致す所なるに、ある時武田信玄、氏康に向ひて、河越の城攻の功を譽めたるに、氏康は謙遜して、こは某の功にあらず、綱成等が忠勇の致す所なりと答へたり、かゝりければ、士民皆謙讓を以て相尚び、忠を盡して、氏康に事へたりとぞ。

第十三 仁慈

○身ヲ棄テ、仁ヲ成スハ、仁ノ至極セルモノノナリ。

○例へバ、外敵ノ來タル時、奮鬪シテ身ヲ顧ミズ、君ノ爲、國ノ爲ニ、死シテ悔イザルナド、是レナリ。

○古語ニ曰ク、「志士・仁人ハ、生ヲ求メテ仁ヲ害スルコト無ク、身ヲ殺シテ仁ヲ成スコト有リ」トハ、コレヲ謂フナリ。

○藤原、高房、美濃、从たりー時、國の内に堤の破れたる處ありーが、これを修覆すれば、水神の怒に觸れたゝりを受けて死すべーとて、長く守棄て置きたれば、人民久しく水害を被りける、高房これを聞き、民に利益を與ふるものならば、死するも恨なしとて、人夫を出してこれを修覆せしめーが、それより河の流よろしくなりて、水の害なく、後の世までも、うの利を受けゝるとす。

第十四 公益

○公益ハ、世ノ爲、國ノ爲ニ益アルナリ、之ヲ圖ルハ、仁慈ノ最モ大ナルモノニテ、人生ノ快樂コレニ勝レルハ莫シ、故ニ仁慈ノ心深カラザレバ、公益ヲ圖リガタシ。

○公益ヲ圖ルハ大人ノ事ナリ、小人ノ事ニアラズ、大人ハ利ヲ輕ジ、小人ハ之ニ反スレバナリ。

○世ノ爲、國ノ爲ヲ圖リナガラ、己ノ利ヲ重ズルハ、譬へバ淺瀬ヲ涉ラントシテ、足ノ沾レント。

ヲ嫌ヘルガ如シ、何程、公益ヲ圖ラントストモ、得ベカラズ。

○阿波の國主、蜂須賀家政は、無職・無産の者多きを憂ひ、利民の道を思廻ら一けるに、當國海邊に、鹽地多きを見て、播州より製鹽に熟せるものを招寄せ、うの地を擇びて、此業を開かしめたり、これより一て、無産の者、皆うの業に就き、其次の年、製鹽場より、鹽租として、錢十五貫文を獻せしに、家政限なく喜ばれ、一國富強の基なりとて、其錢を床上にすゑ、三

拜せられぬ、果せるかな、其後此國製鹽の業、次第にひらけて、今は一大國産となれり。

第十五 義勇

○古語ニ曰ク、「義ヲ見テセザルハ、勇ナキナリ」ト。又曰ク、「人ノ患難ヲ見テ救ハザルハ、義ナキナリ、戰ニ臨テ死ヲ怕ル、ハ、勇ナキナリ」ト。
○人ハ互ニ相救ヒ、相助ク可キノ義アリ、救フ可キヲ救ハズ、助ク可キヲ助ケザルハ、人面・獸心ノ者ナリ、是ノ如クシテ、家門ノ繁榮ヲ願フ

トモ、天道爭デ力許サンヤ。

○義ニ赴クハ、水ノ卑ニ就クガ如ク、勇ヲ奮フ
ハ、風ノ烈シキガ如クナル可シ、此心、平生養ヒ
置ケバ、事ニ臨デ躊躇スルコトナシ。

かばねをば岩庵のこけにうつみてゞ

雲井の空に名をとゝむべき。

○谷村計眾は日向の國諸縣郡の人なり、西郷隆盛
熊本城を圍みける時、計眾城内に在り、城將谷千城
の使命を受けて、大總督有栖川宮の陣へ至らんと



谷村計眾
賊捕へられ
問を受け
少くも届
せざりき

一けりに、賊の爲に捕へられ、嚴しき拷問を受けた
れども、痛を忍びて白状せず、既にして番兵の間を
伺ひ、逃れて終にうの使を果せり、田原坂の戦に、官
軍苦戦の有様を見て、自ら進でうの軍に加り、遂に
奮闘して死せり。

第十六 國體

○我國ハ、開闢以來、君臣ノ分、一タビ定マリテ
ヨリ、萬世・一系ノ 皇統、連綿トシテ相承ケ、今
日ニ至ルマデ、曾テ渝ルコトナク、代々ノ

天皇ハ、皇祖ノ遺訓ニ循ヒテ、此國ヲ知ロシ
メシ給ヘリ。

○世々治亂十キニアラズ、時ニ盛衰十キニア
ラズト雖モ、上下ノ名分正シクシテ、忠孝ノ道、
明ニ、皇室ハ儼然トシテ動キナク、天地ト共
ニ窮リナシ。是レ我國體ノ世界ニ冠タル所
以ナリ。

○世界萬國、何レノトコロニ至ルモ、萬世・一系
ノ皇統ナク、古今無ニノ臣民ナシ。此 皇統

ト此臣民トアルハ、只々獨り我日本ノニ。

○豊臣秀吉、諸將を遣へて、朝鮮を攻めけるとき、明主大に苦々、秀吉を皇帝にせむとの約にて、和議を請ひければ、秀吉これを許し、やがて人をして其未書を讀ませけるに、其文に、汝を封ドテ日本國王とす」とありけるを聞き、秀吉大に怒り、其書を取りてこれを裂き、罵て曰く、吾を皇帝となすとは、明國の皇帝たらむる事と思ひ一なり、今我國は畏くとも、數千年来、皇統連綿たる 天皇のねは一ま

けるを、何とて王とはなるべきか、無禮も程こうあれどて、其使を逐歸し、再び征韓の師を起一けり。

第十七 尊王

○我 天皇ハ、代々民ヲ安ジ、民ヲ利スルヲ以テ、大御心トセサセ給ヘリ 國民ノ祖先以來、皇室ニ忠ナル心ハ、少シモ易ルコト無ク、二千五百餘年ノ間、幾ド一日ノ如シ。

○勅諭ニ曰ク、「我 皇祖・皇宗、國ヲ肇ムルコト宏遠ニ、德ヲ樹ツルコト深厚ナリ。 我臣民、克

ク忠ニ、克ク孝ニ、億兆心ヲ一ニシテ、世々厥ノ
美ヲ濟セルハ、此我國體ノ精華ニシテ、教育ノ
淵源亦實ニ此ニ在ス』ト。

○我國民タルモノ、宜シク 勅諭ノ御趣旨ヲ
體認シ、克ク忠ニ、克ク孝ニ、益々我國體ノ精華
ヲ、發揮セズバ、アルベカラズ。

○平野國臣は、筑前福岡の人にして、明治維新の前、
尊王・攘夷の説を稱へ、大に朝廷の爲に忠節を盡し
ゝかば、幕府これを逮捕せんとして、搜索頗る嚴

平野國臣尊王の心深く江戸城の壯大なるを見ていく歎きけり



かりき、因て東西に奔り匿れつゝ、到る處猶ほ慷慨の士と結びて、皇威回復の大義を唱へ、忠烈の志、日夜怠ることなかり一かども、遂に幕吏に捕へられて殺されたり、うの匿れて薩摩に在りける時、桜島を見てよめる歌に、

わが胸の燃ゆる思にくらぶれば

煙はうすーさくらーしまやま、

第十八 國民ノ務

○國ノ風俗ヲ善美ナラシムルノ本ハ、先ヅ其

家ヲ齊フルニアリ、其家ヲ齊フルノ本ハ、先ヅ其身ヲ修ムルニアリ。

○身ヲ修メンコトハ、多端ナレドモ、ツミメテ言ヘバ、忠孝ノニツニ歸ス。

○君ニ事ヘテ忠、親ニ事ヘテ孝ナル者ハ、必ズ兄弟ニ友ニ、朋友ニ信ニ、衆人ニ仁ニ、夫婦ニ和ナルベシ。

○忠孝ヲ以テ、其家ヲ齊フル時ハ、其家必ズ治リ、其家治ル時ハ、其風延テ隣里ニ及ボシ、遂ニ

一國ノ美俗ヲナスニ至ルベシ。

○故ニ國民タルモノハ、納稅・兵役ノ務ヲ果シ、法令ヲ遵守スルノミヲ以テ、國民ノ務ヲ盡シタルモノトスベカラズ、忠孝ヲ其心トシテ、身ヲ修メ、家ヲ齊フルハ、國家ニ對スル大切ノ務ナルコトヲ、忘ルベカラズ。

○坂野重右衛門は、羽前の國置賜郡長橋村の農民なり、所持の田地は頗る瘠地なりしに、勉めて耕作し、厚く肥料を施し、かば、其田はいついか膏腴の

地となり、稻もよく實り、租米の上納も人に先ちて、少一も未進等のことなかりけり、元来重右衛門は、貧困にして餘財といふもなく、夫婦と七十餘の老母と、十四歳以下の子供五人の、貧しき暮なれども、家内睦しく、能く親を養ひ、又よく他人に深切なりき、後長百姓となり、次に肝煮役になりてよりは、租賦を皆済したるものには、褒美を申請けさせ、遊惰なる者は、之を説教へければ、一村皆重右衛門に化せられて、農作を勵むに至りしかば、其村、元より貧

科用

皇明修身鑑

卷之七

集英堂編版

一き土地なり一に、年をうへて、やうく豊に立な
ほり一は、偏に重右衛門の勸化によるものにて、人
の龜鑑とすべーとて、上より褒美を賜はりて、其行
状を賞せられたり。

高等科用

皇民修身鑑卷之七 生徒用 終

高等科生徒用皇民修身鑑

明治二十五年十月二十五日印刷
明治二十五年十月二十八日出版

定價金九錢

版權 所有

著者

學海指針社

東京府平氏

發行兼
印刷者

小林 郎
集英堂本店

東京市日本橋區通旅籠町十一番地



發賣所

集英堂支店
東京市日本橋區通旅籠町十一番地

柳木縣宇都宮大工町

賣捌所

各府縣下書肆

